

# 収入を証明する書類区分表

次の区分表のうち該当する●印および○印の書類を全て提出してください。  
 なお、●印の書類により、入居基準適合の判定をおこないます。

申込者区分	収入を証明する書類  現在（申込時および資格審査時）の状況 （就職時期等により提出書類が 違いますのでご注意ください）	申込月および審査月	(注1)	(注2)	(注3)	(注4)	
			市区町村発行の最新の所得証明書	勤務先発行の源泉徴収票	給与支給証明	確定申告書の控え	月別明細書
給与所得のかた	① 前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務しているかた	1～5	○	●			
		6～12	●				
	② 前年1月2日以降に就職または転職し、1年以上の期間を経過しているかた	1～12	○		●		
自営業のかた	③ 前年1月2日以降に就職または転職し、勤務期間が1年未満のかた	1～12	○		●		
	④ 前年1月1日以前から引き続き現在の事業を営業しているかた	1～5	○			いずれか●	
		6～12	●				
その他	⑤ 前年1月2日以降に営業を開始し、1年以上の期間を経過しているかた	1～12	○			●	
	⑥ 前年1月2日以降に営業を開始し、営業期間が1年未満のかた	1～12	○			●	
	⑦ 公的年金受給のかた	1～12	○				●
	⑧ 失業中のかた	1～12		● 雇用保険受給者資格者証			
	⑨ 生活保護受給のかた	1～12		● 生活扶助料受給証明書			

備考

注1：所得証明書	①～⑦の場合	市区町村役場税務担当で、所得控除の内訳と扶養親族名が記載された証明を受けてください。（岡崎市では、市民税課または支所で発行しています。なお、交付の際は身分を証明するものが必要です。）
注2：給与支給証明書 （申込書裏面を使用）	②の場合	現在の勤務先で、申込月（資格審査月）の前月から過去1年間分の証明を受けてください。（残業手当・賞与等を含みます。）
	③の場合	現在の勤務先で、申込月（資格審査月）の前月から就職した月までの証明を受けてください。（残業手当・賞与等を含みます。）
注3：月別明細書 （申込書裏面を使用）	④の場合	前年1月から12月までの所得を記入してください。なお、税務署へ申告済みのかたは、申告書の控えを提出してください。
	⑤の場合	申込月（資格審査月）の前月から過去1年間分の所得を記入してください。
	⑥の場合	申込月（資格審査月）の前月から営業開始月までの所得を記入してください。
注4：年金改定通知書	⑦の場合	遺族年金、障がい年金など課税されない所得は入居収入基準の計算対象とはなりません。